

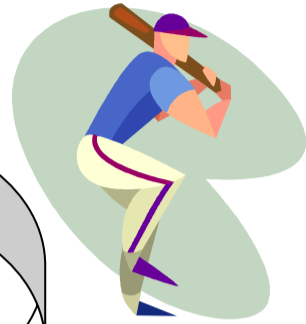
図3

土・日に、児童生徒の大会引率業務を命じた場合は、特に必要と認められる場合に限り、夏休みや冬休みの期間中に、週休日の振替等を行うことができます。
(振替期間の特例)

事例

- ・4月21日(土)に对外運動競技大会への児童引率業務を命じる。
- ・原則、その8週間後の日(6月15日)までに週休日の振替等を行わなければならない。
- ・しかし、校務の都合上、原則である8週間後の日(6月15日)までに週休日の振替等を行えない場合、特例期間中(8月16日まで)に週休日の振替等を行うことができる。

	日	月	火	水	木	金	土	
4月	1	2	3	4	5	6	7	
	8	9	10	11	勤務を命じた日			
	15	16	17	18				
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	勤務を命じた日の8週間後の日 = 振替期間の末日(原則)					
	5月	6						7
	5月	13	14	15	16	17	18	19
20		21	22	23	24	25	26	
27		28	勤務を命じた日の8週間後の日 = 振替期間の末日(原則)					
6月		3						4
6月		10	11	12	13	14	15	16
		17	18	19	20	21	22	特例適用
		24	25	26	27	28	29	
	7月	1	2	3	4	5	6	特例適用
		8	9	10	11	12	13	
		15	16	17	18	19	20	特例適用
		22	23	24	25	26	27	
7月		29	30	31	特例適用			
		5	6	7				8
		8月	12	13	14	15	16	17
	19		20	21	22	23	24	25
	26		27	28	夏季休業の末日 = 特例による振替期間の末日			



原則の期間

後8週

土日に勤務を命じた場合、原則、8週間後までに代わりの休みを与えなければなりません。

特例の期間



特例

長期休業期間の末日

土日に、次の業務により勤務を命じた場合は、8週間直近の長期休業期間の末日(直近の長期休業期間が夏季休業の場合は夏季休業期間の末日までに、冬季休業の場合は冬季休業期間の末日(冬季休業期間の末日でも困難な場合は、学年末学年始休業期間の末日)までに代わりの休みを与えることができます。

- ① 对外運動競技等における児童・生徒引率業務
- ② 児童・生徒引率業務(①以外)
- ③ 学校行事(学校祭、修学旅行等)に関する業務
- ④ 授業及びそれに付随する業務

(振替期間の特例は、「週休日の振替」の取扱いであり、変形労働時間制とは異なるものです。)

【※ 週休日の振替等の原則】

振替等は、勤務を命ずる必要がある日を起算日として、前4週、後8週の間において行うことができるものであるが、できる限り、当該週(勤務を命ずる必要のある日を含む日曜日から土曜日までの期間)内において行うものとする。(「道立学校職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて」第3の2の(4))